

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ふくじゅ草

三 代表者の氏名

山道 信之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市半田四百十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ活動や、文化活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」ことを念頭に置いて、世代を超えた多くの人々の多様な交流の機会や場を提供する事業を行うことで、心身の健康と豊かな生活を実現し、ひとづくり、まちづくり、地域におけるコミュニティの活性化などの公益の増進に寄与することを目的とする。